

政府統計等資料集

職場を基礎に官民の共同で大幅賃上げを勝ち取ろう！

文責：植松隆行（東京国公事務局長）

【電話】 03-3501-6973 【FAX】 03-3500-4391

【メール】 E-mail : uematsu@tk-kokko.org

本資料は、15春闘に向けての討議資料として、2014年12月に作成したものを2015年1月5日に更新し、さらに最新の政府統計結果を追記し、一部新資料も載せ編集し直したものです。

1月5日の更新時点では、15春闘もこれからということで、春闘情勢や方針も相当ページ言及しましたが、春闘も後段に入っていますのでそれらは基本的に省き、統計結果の数値を中心に編集しました。本資料は5月8日に更新したものです。

東京国公加盟各単組の皆さんや友誼団体の皆さんの宣伝や討論にお使い願えれば幸いです。資料内容で不明な点は東京国公事務局長・植松隆行までご連絡ください。

目次

- | | | |
|-----------|--|-----------|
| 1 | 民間給与統計実態調査 *正規・非正規、男女別の賃金水準比較 | (P2) |
| 2 | 民間、国家公務員賃金水準の推移 | (P3) |
| 3 | 賃金及び俸給総額、大企業の経常利益及び内部留保、GDPの推移 | (P4) |
| 4 | 大企業の内部留保上位20社（2014年3月末） | (P5) |
| | *2014年度末での大企業の内部留保と経常利益（上位25社&日本航空） | |
| 5 | 非正規労働者数の推移 | (P6) |
| 6 | 年収200万円未満の労働者の急増 1,832万人 「労働力調査」 | (P7) |
| 7 | 広がる貧困と格差 | (P8~P11) |
| | ①相対的貧困率とは？日本における相対的貧困率の推移 *P9の表を | |
| | ②安倍政権が狙う国民負担増・給付削減工程表 | |
| | ③日本銀行「生活意識に関する調査」結果 | |
| 8 | アベノミクスで経済再生は図れない | (P12~P16) |
| | ① 全国消費者物価指数、実質消費支出、実質賃金対前年比較（P14） | |
| | ②金融緩和は日銀当座預金にカネがたまるだけ・マネタリーベース統計から（P15） | |
| | ③1997-2012年の経済指標数値比較 | |
| 9 | 賃金を引き上げてこそ日本経済再生の道が開ける | (P17~P18) |
| | ① 1997-2012年の経済指標数値比較（P17） | |
| | ②賃金を下げGDP下げたのは先進国で日本だけ | |
| 10 | 2014年人事院勧告の内容 | (P19~P24) |

1 民間給与統計実態調査

1、平均年収 * 推移は次ページ2に掲載

資料1 「民間給与統計実態調査」(国税庁調査)

*1年を通して働いた給与所得者の1人あたりの平均年収。*正規、非正規の別は2013年作成分(2012年実績分)から実施された。

単位：千円

	正規労働者の年平均給与	非正規労働者の年平均給与	正規・非正規平均
2012年	(男) 5,205	(男) 2,255	(男) 5,020
	(女) 3,496	(女) 1,436	(女) 2,678
	(平均) 4,676	(平均) 1,680	(平均) 4,080
2013年	(男) 5,226	(男) 2,245	(男) 5,113
	(女) 3,561	(女) 1,433	(女) 2,715
	(平均) 4,730	(平均) 1,678	(平均) 4,136

2、年収200万以下の層とその推移

表2 ワーキングプワ-の実態

一年を通して勤務した給与所得者のうちの年収200万円以下は1千万人越が7年連続、300万円以下の民間給与所得者は41%

国税庁「民間給与実態統計調査」から

年次	01年	02年	03年	04年	05年	06年
一年を通じて勤務した給与所得者数	45,097千人	44,724千人	44,661千人	44,530千人	44,936千人	44,854千人
年収200万以下の給与所得者数(一年を通じて勤務した給与所得者)と率	8,615千人 19.1%	8,530千人 19.1%	9,021千人 20.2%	9,632千人 21.6%	9,812千人 21.8%	10,228千人 22.8%
年収300万以下の給与所得者数(一年を通じて勤務した給与所得者)と率	15,493千人 34.4%	15,593千人 34.9%	16,068千人 36.0%	16,663千人 37.4%	16,916千人 37.6%	17,408千人 38.8%

年次	07年	08年	09年	10年	11年	12年	13年
一年を通じて勤務した給与所得者数	45,425千人	45,873千人	45,056千人	45,520千人	45,657千人	45,556千人	46,454千人
年収200万以下の給与所得者数(一年を通じて勤務した給与所得者)と率	10,323千人 22.8%	10,675千人 23.3%	10,999千人 24.5%	10,452千人 22.9%	10,693千人 23.4%	10,900千人 23.9%	11,199千人 23.1%
年収300万以下の給与所得者数(一年を通じて勤務した給与所得者)と率	17,518千人 38.6%	18,195千人 39.7%	18,898千人 42.0%	18,456千人 40.5%	18,658千人 40.9%	18,696千人 41.0%	19,019千人 40.9%

2 民間も国家公務員も賃金は下がりっぱなし

表-3 民間労働者の給与支給額の推移及び国家公務員賃金の増減（対前年比△はマイナス）

（注）2012年の人事院勧告では、民間との比較で月額273円（0.07%）の格差を認めましたが、2012年4月以降、国家公務員の賃金は「賃下げ特例法」が実施されたために、平均で7.8%引き下げられました。金額では年1人当たり年平均**50万6千円**。2013年も「賃下げ特例法」が継続。

※2014年の「毎月勤労統計調査」の数値は、316,567円となり同一基準による統計調査開始（1997年以降）比較で、月額55,103円、年間で661,236円の減少です。

*「毎月勤労統計調査」（厚労省調査）は、5人以上の事業所の一人当たりの年間給与総支給額を12ヶ月で割った数値。公務員給与は反映されていない。

年	国家公務員の行政職（一）の平均年間給与の増減額及び率 （人事院発表資料より）		一人当たりの民間年間平均給与総額及び増減額（「民間給与実態統計調査」--「国税庁」調査）		一人当たりの民間労働者の月額平均給与総額及び増減額（「毎月勤労統計調査」一厚労省調査）	
	増減額	率	給与総額	増減額	月額平均給与総額	増減額
1997年	（改善率1.02%、増減額については、人事院は1999年から算出し発表）		467万円		371,670円	
1998年	（改善率0.76%、増減額については、人事院は1999年から算出し発表）		465万円	△2万円	366,481円	△5,189円
1999年	△9.6万円	△1.5%	461万円	△4万円	353,679円	△12,802円
2000年	△7.0万円	△1.1%	461万円	—	355,474円	1,795円
2001年	△1.6万円	△0.2%	454万円	△7万円	351,335円	△4,139円
2002年	△15.2万円	△2.3%	448万円	△6万円	343,480円	△7,855円
2003年	△16.5万円	△2.6%	444万円	△4万円	341,898円	△1,582円
2004年	（人事院勧告なし）		439万円	△5万円	332,784円	△9,114円
2005年	△0.4万円	△0.4%	437万円	△2万円	334,910円	2,126円
2006年	（人事院勧告なし）		435万円	△2万円	335,774円	864円
2007年	4.2万円	0.7%	437万円	2万円	330,313円	△5,461円
2008年	（人事院勧告なし）		430万円	△7万円	331,300円	987円
2009年	△15.4万円	△2.4%	406万円	△24万円	315,294円	△16,006円
2010年	△9.4万円	△1.5%	412万円	6万円	317,321円	2,027円
2011年	△1.5万円	△0.2%	409万円	△3万円	316,792円	△529円
2012年（注）	—	—	408万円	△1万円	314,127円	△2,665円
2013年（注）	—	—	414万円	6万円	314,054円	△73円
2014年	7.9万円*	1.2%*			316,567円	2,513円
増減の累計	△64.5		△53.0万円		月々55,103円 年間661,236円マイナス	

*2014年人事院勧告では、一方で「給与の総合見直し」と称し、平均で2%の給与減額

*（注）国家公務員給与は、給与改定・臨時特例法により、平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年間、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み」給与減額支給措置が講じられ、上記とは別に、2年間で101.7万円の減額となっていた（行政職(一)平均）。

3 賃金及び俸給総額、大企業の経常利益及び内部留保、GDPの推移

表-4 給与、報酬総額、経常利益、内部留保、GDPの推移

- 1、雇用者報酬総額（民間、公務を含む）及びGDPは内閣府「国民経済計算」
- 2、経常利益及び内部留保は財務省「法人企業統計調査」
- 3、一人当たりの年間民間平均給与額は「民間給与実態統計調査」（国税庁）

年度 （一人当たりの年間給与額は暦年）	一人当たりの民間年間平均給与額 （暦年）	雇用者報酬総額（名目） （年度）	経常利益（銀行保険を除く資本金10億円以上の企業）（年度）	内部留保（銀行保険を除く資本金10億円以上の企業）（年度末時点）	GDP（名目） （年度）
1980年	295万円	132兆円	9兆3千億円	36兆円	248兆円
1985年	352万円	174兆円	11兆4千億円	62兆円	330兆円
1988年	385万円	198兆円	16兆1千億円	74兆円	388兆円
1990年	425万円	231兆円	18兆7千億円	112兆円	452兆円
1992年	455万円	255兆円	12兆3千億円	124兆円	483兆円
1995年	457万円	269兆円	13兆9千億円	134兆円	505兆円
1997年	467万円	278兆円	15兆1千億円	142兆円	521兆円
1998年	465万円	274兆円	12兆4千億円	143兆円	511兆円
1999年	461万円	268兆円	15兆3千億円	157兆円	507兆円
2000年	461万円	269兆円	19兆4千億円	172兆円	511兆円
2001年	454万円	267兆円	15兆3千億円	171兆円	502兆円
2002年	448万円	260兆円	18兆3千億円	167兆円	498兆円
2003年	444万円	255兆円	21兆円	183兆円	502兆円
2004年	439万円	253兆円	25兆8千億円	192兆円	503兆円
2005年	437万円	254兆円	29兆4千億円	206兆円	505兆円
2006年	435万円	256兆円	32兆8千億円	217兆円	509兆円
2007年	437万円	255兆円	32兆3千億円	228兆円	513兆円
2008年	430万円	256兆円	19兆4千億円	241兆円	490兆円
2009年	406万円	243兆円	17兆9千億円	257兆円	474兆円
2010年	412万円	244兆円	25兆9千億円	266兆円	480兆円
2011年	409万円	245兆円	24兆円	267兆円	474兆円
2012年	408万円	246兆円	25兆9千7百億円	272兆円	473兆円
2013年	414万円	248兆円	34兆8千億円	285兆円	481兆円

4 大企業の内部留保上位 20 社（2014 年 3 月末）

表 5 内部留保 2 兆円以上の大企業・上位 20 社
(持ち株会社を除く)

企業名	2013 年 3 月末日 内部留保 (億円)	2014 年 3 月末日内 部留保 (億円)	経常利益 (億円) (2014 年 3 月)
トヨタ自動車	152,025	167,902	24,410
本田技研工業	84,424	89,108	7,289
NTTドコモ	51,784	53,497	8,330
キャノン	46,502	48,691	3,476
日産自動車	44,606	48,078	5,271
東京電力	10,667	46,659	1,014
三菱商事	39,867	37,376	2,230
三井物産	31,340	31,960	4,322
日立製作所	29,241	29,743	5,681
日本たばこ産業	25,847	28,576	6,362
KDDI	25,590	28,002	6,628
デンソー	24,572	27,111	4,195
JR東日本	24,690	26,075	3,325
パナソニック	25,764	24,433	2,062
ソニー	25,917	24,276	264
JR東海	20,487	22,508	4,042
新日鐵住金	20,044	21,971	3,610
関西電力	23,417	21,624	△1,113
ブリジストン	18,915	20,785	4,347
武田薬品工業	23,643	20,425	1,306
参考 日本航空	5,484	6,827	1,576

JALこんなに儲けている
ならまず165人を職場に

5 非正規労働者数の推移

表6 急増する非正規労働者 総務省「労働力調査」より (単位 万人)

年	雇用者(役員を除く)	正規の職員・従業員	正規の占める割合	非正規の職員・従業員	非正規の占める割合
1990年	4,369	3,488	79.8%	881	20.2%
1994年	4,667	3,805	79.7%	971	20.3%
1995年	4,780	3,779	79.1%	1,001	20.9%
1996年	4,843	3,800	78.5%	1,043	21.5%
1997年	4,963	3,812	76.8%	1,152	23.2%
1998年	4,967	3,794	76.4%	1,173	23.6%
1999年	4,913	3,688	75.1%	1,225	24.9%
2000年	4,903	3,630	74.0%	1,273	26.0%
2001年	4,999	3,640	72.8%	1,360	27.2%
2002年	4,940	3,489	70.6%	1,451	29.4%
2003年	4,948	3,444	69.6%	1,504	30.4%
2004年	4,975	3,410	68.6%	1,564	31.4%
2005年	5,008	3,375	67.4%	1,634	32.6%
2006年	5,092	3,415	67.0%	1,678	33.0%
2007年	5,185	3,449	66.5%	1,735	33.5%
2008年	5,175	3,410	65.9%	1,765	34.1%
2009年	5,124	3,395	66.3%	1,727	33.7%
2010年	5,138	3,374	65.6%	1,763	34.4%
2011年	5,163	3,352	64.9%	1,811	35.1%
2012年	5,154	3,340	64.8%	1,813	35.2%
2013年	5,201	3,294	63.3%	1,906	36.7%
2014年	5,240	3,278	62.6%	1,962	37.4%
2015年3月	5,245	3,271	62.4%	1,973	37.6%

*数値は年平均

*2011年は、東日本大震災の影響で岩手、宮城、福島が調査できなかった為に、3県の数値は推計により出されたものである。

表7 2012年「就業構造基本調査」では非正規労働者は2,042万7千1千人

総務省統計局では、1956年以来3年に1回(1982年以降は5年に1回)「就業構造基本調査」という調査を実施しています。一昨年(2012年)、47万世帯の15歳以上、100万人を対象に実施されました。その内容は昨年(2013年7月12日)に公表されました。その結果は非正規労働者は2千万人を超えました。前回調査(2007年)との比較は以下の通りです。

	【役員を除く雇用者数】	【正規労働者(割合)】	【非正規労働者(割合)】
2007年	53,262.5千人	34,324.2千人(64.4%)	18,938.3千人(35.6%)
	↓		↓
2012年	53,537.5千人	33,110.4千人(61.8%)	20,427.1千人(38.2%)

6 年収200万円未満の労働者の急増 1,832万人 「労働力調査」

表8 年収200万未満の雇用者数、「総務省労働力調査」では1,832万人

年次	役員を除く雇用者数①	年収200万円未満の雇用者数②	率(②割る①)
02年	4,940万人	1,573万人	31.8%
03年	4,948万人	1,647万人	33.3%
04年	4,975万人	1,638万人	32.9%
05年	5,007万人	1,670万人	33.4%
06年	5,088万人	1,695万人	33.3%
07年	5,174万人	1,731万人	33.5%
08年	5,159万人	1,725万人	33.4%
09年	5,124万人	1,712万人	33.4%
10年	5,138万人	1,764万人	34.3%
11年	5,163万人	1,779万人	35.5%
12年	5,154万人	1,781万人	34.6%
13年	5,201万人	1,835万人	35.3%
14年	5,240万人	1,832万人	35.0%

2014年の雇用労働者の年収別内訳

- 100万円未満 837万人
- 100万円以上～199万円 995万人
- 200万円以上～299万円 886万人

299万円未満合計 2,718万人 51.9%

7 広がる貧困と格差 貧困率 16.1% * 貧困率とは

そもそも貧困とは何でしょう？一般的に言えば教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的な物・サービスを手に入れられない状態のことです。

貧困という場合、絶対的貧困という言葉が使われることがあります。一般的には絶対的貧困の定義は世界銀行によるもので、かつては 1993 年の購買力平価換算で 1 日あたりの生活費 1 ドル未満で生活している人を絶対的貧困層と定義していました。その後 1 日 1.25 ドルに改訂されましたが、その 1.25 ドル未満で暮らす開発途上地域の人々の数は、2005 年で 14 億人とのことです。（2010 年「国連ミレニアム開発目標報告」より）

相対的貧困率は OECD 加盟国中ワースト 4 位の日本

この絶対的貧困に対して相対的貧困という言葉を目にします。日本では絶対的貧困は克服しているといえますが～もちろん 100%ではありませんが・・・、私たちが日本の貧困と格差の問題を考える場合、この相対的貧困率を論じています。

相対的貧困率とは、OECD（「経済協力開発機構」の略称で、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 34 ヶ国の先進国が加盟する国際機関）の定義では、**等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合の事**です。厚生労働省の発表もこの OECD の定義に従って、統計数値を作成しています。

次ページが直近の厚労省の調査結果発表です。（2014 年 7 月 15 日発表）

1997 年をピークに労働者の賃金が下落の一途をたどり続け、1997～2014 年までの間に、年収で 66 万円（厚労省「毎月勤労統計調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」では 53 万円）も落ち込むという深刻な事態ですが、これに追い打ちをかけているのが、貧困の広がりです。相対的貧困率が增大しているということは、格差の広がりでもあります。

非正規労働者の爆発的増大、年収 200 万以下のワーキングプア拡大など、貧困と格差は益々深刻になる様相です。

今こそ、政治は貧困と格差を是正し、社会保障の充実で労働者・国民の生活を守らなければなりません。しかし安倍政権はこれと真逆の道を暴走しています。



表 9 相対的貧困率の推移

相対的貧困率とは

相対的貧困率とは、OECD（「経済協力開発機構」の略称で、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め34ヶ国の先進国が加盟する国際機関）の定義では、**等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合の事です。**厚生労働省の発表もこのOECDの定義に従って、統計数値を作成しています。以下が厚労省の調査結果発表です。

（注）等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値です。したがって例えば一世帯で300万円の可処分所得があったとし、それを例にしますと、統計上は構成家族一人一人の等価可処分所得は以下の通りの所得ということになります。

○ 4人家族の場合 $300 \text{ 万円} \div \sqrt{4} = 150 \text{ 万円}$

○ 3人家族の場合 $300 \text{ 万円} \div \sqrt{3} = 173 \text{ 万円}$

○ 2人家族の場合 $300 \text{ 万円} \div \sqrt{2} = 212 \text{ 万円}$ 一人一人の等価可処分所得は以上の通りです。

逆に言えば貧困ライン125万円（一人）とは、4人家族の場合を例にとると、その世帯の可処分所得は $125 \text{ 万円} \times \sqrt{4} = 250 \text{ 万円}$ 以下、3人家族では $125 \text{ 万円} \times \sqrt{3} = 217 \text{ 万円}$ 以下、2人家族では $125 \text{ 万円} \times \sqrt{2} = 177 \text{ 万円}$ 以下、以上が貧困ラインということになります。したがってこの層が16.0%とは大変な数値です。

* 可処分所得とは個人が自由に処分できる所得をいいます。可処分所得は、雇用者所得、個人業主所得、移転所得などによって構成される個人所得から個人税、社会保険料を控除したものです。

	1985年	1988年	1991年	1994年	1997年	2000年	2003年	2006年	2009年
相対的貧困率	12.0%	13.2%	13.5%	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%
子どもの貧困率	10.9%	12.9%	12.8%	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%
名目等価可処分所得（中央値）	216万円	227万円	270万円	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円
名目等価可処分所得（貧困線）	108万円	114万円	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円

直近（2014年7月15日）の発表ではさらに貧困層が拡大＝2012年次分↓

2014年7月15日厚生労働省は、平成25年の「国民生活基礎調査」を発表しました。それによれば**相対的貧困率（2012年時）**はさらに拡大し**16.1%**（子どもは**16.3%**）と**1985年の調査以来最悪**を記録しました。また**名目等価可処分所得（中央値）**は244万円、**名目貧困ライン**は122万円となり**1991年以来最低の数値**となってしまいました。

👉 相対的貧困率が上昇しつつ、1997年以降は等価可処分所得の貧困ラインそのものも大幅に下落する深刻さです。1997年の貧困ラインとしての等価可処分所得149万円は、4人世帯では、その世帯の可処分所得は298（ $149 \text{ 万円} \times \sqrt{4}$ ）万円でした。しかし2012年では可処分所得が244万円（ $122 \text{ 万円} \times \sqrt{4}$ ）、つまり4人世帯の可処分所得が54万円も下落したことになります。**貧困と較差の広がり**を示す最も明確な数値です。

政官財一体の悪政が作った貧困と格差の拡大

1995年財界は「新時代の『日本的経営』」（日本経営者団体連盟・当時）の中で、「正規から非正規」「徹底したリストラと賃金抑制」に向けた雇用・賃金にかかわる政策提起を行いました。政府と財界は、「構造改革、規制緩和こそ経済発展の道」と声高に叫び、一体となってこれを推進してきました。

公共部門では市場化テスト、指定管理者制度、民間委託が徹底的に進められました。民間部門では金融ビッグバン、会社分割、持ち株会社制度などが強引に導入されました。

労働分野では、労働者派遣の原則自由化（1999年）、有期雇用の法認（1998年労働基準法改定）、2110年4月誕生の小泉政権後では、有期雇用の上限延長（2003年）、派遣労働の製造業への解禁（2003年公布2004施行）が強行されました。

国民に対しては、医療費の3割負担、年金掛け金の引き上げと給付削減など、社会保障政策を徹底的に切り込んできました。中小企業に対しては、「大規模小売店舗法」の廃止（1998年）、道路運送法の改正（2002年、タクシーの規制緩和に結びつく）などでその経営を痛めつけました。

地方自治体は「三位一体改革」と称して、「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の一体的な見直し」で自治体を圧迫しました。

一方大企業や富裕層に対しては、証券投資優遇税制（2003年税率10%へ）、法人税の相次ぐ引き下げ（1998年当時43.3%から1999年には30%、さらに2012年には25.5%へ）、所得税最高税率に引き下げ（1999年50%から37%へ）を行い優遇してきました。

以上が相互にからまりながら、貧困と格差を広げてきました。

表 10 安倍政権下での国民負担増

2014年

4月

- 消費税8%への引き上げ、約8兆円の国民負担増
- 年金支給額(老齢年金、遺族年金、障害年金)の1%削減(すでに昨年10月に1%削減済、来年4月にはさらに0.5%削減。合計で2.5%)
- 生活保護の生活扶助費2.5%削減(3段階で削減する2段階目、昨年から3年間かけて670億円削減予定)
- 70歳(4月以降に70歳になる人から)~74歳の窓口負担を1割から2割に引上げ

6月

- 住民税の復興増税スタート(年1000円、10年間)

10月

- 厚生年金保険料の引き上げ

2015年年度予算では

- 社会保障費の「自然増」を1,700億円削減
- 生活保護の生活扶助費削減(3段階目)住宅扶助、冬季加算引き下げ330億円
- 介護保険の利用料引き上げ、介護報酬2.27%引き下げ

≪消費税10% さらに3.5兆円の国民負担≫

国民は景気回復の実感はまだでなし

【日本銀行情報サービス局「生活意識に関する調査」2014年9月調査】

日本銀行（情報サービス局）は毎年、3月、6月、9月、12月に「生活意識に関するアンケート調査」を実施しています。直近の調査（第59回）は2014年8月8日～9月3日までの間実施されました。その内容は今年10月2日に発表されました。

その結果明らかになったのは、国民は景気回復の実感がないだけでなく、先行き不安だらけといったもので、アベノミクス効果なしという実態が浮き彫りにされています。

4月からは消費税増税強行され、物価が上昇、賃金低下で、生活が苦しく、将来不安が「生活意識に関するアンケート調査」で顕著に現れています。

日本銀行の生活意識調査（景況感、年収）

表 11 第 60 回「生活意識に関する調査」（日本銀行・情報サービス局 2015年1月8日発表）*2014年12月調査 カッコ書きは9月調査			
	良くなった	変わらない	悪くなった
現在と一年前を比べると（景況感）	5.9% (11.1%)	54.7% (56.9%)	38.8% (31.5%)
	良くなる	変わらない	悪くなる
一年後を現在と比べると（景況感）	7.3% (10.9%)	54.6% (56.9%)	37.8% (31.7%)
	増えた	変わらない	減った
現在と一年前を比べると（収入）	9.2% (9.9%)	49.8% (47.2%)	40.8% (42.4%)
	増える	変わらない	減る
一年後を現在と比べると（収入）	6.6% (6.7%)	51.4% (53.9%)	41.5% (39.0%)
	ゆとりが出てきた	どちらとも言えない	ゆとりがなくなってきた
現在の暮らし向き	3.9% (4.4%)	44.9% (46.9%)	51.1% (48.5%)
	あまり感じない	少し感じる	かなり感じる
一年後の勤め先での雇用・処遇についての不安	16.7% (17.8%)	47.2% (50.3%)	32.9% (34.7%)

←安倍さん、これでもアベノミクスを続けますか？

8 アベノミクスで経済再生は図れない

「三本の矢」は、錆び付き折れ曲がった矢

①安倍首相の「三本の矢」と「世界で一番企業が活動しやすい国」づくり（＝アベノミクス）は、大企業を肥え太らし、国民生活と中小企業の経営を破壊するもの

2012年12月16日に実施された総選挙で自民党が「大勝」し、同年12月26日、第二次安倍政権が誕生しました。さらに昨年（2013年）7月21日の参議院選挙でも自民党が「圧勝」し、いわゆる「衆参のねじれ」も解消しました。

2013年1月28日に召集された第183回通常国会での施政方針演説（2月28日）で安倍首相は、「三本の矢」と「世界で一番企業が活躍しやすい国」を強調しました。

「三本の矢」とは、首相の言葉を借りれば「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略」ということであり、また「世界で一番企業が活躍しやすい国」とは、「国際先端テスト」（国内の制度的障害を国際比較した上で撤廃する基準）を導入し、「聖域なき規制改革」をすすめ、「企業活動を妨げる障害」が一つひとつ解消された制度、仕組みが確立された国ということです。

安倍首相はこの「三本の矢」と「世界で一番企業が活躍しやすい国」の実現のために、2013年の1月、矢継ぎ早に「経済財政諮問会議」、「産業競争力会議」（「日本経済再生本部の下に置かれた組織」）及び「規制改革会議」を設置し、それらの機関から答申や報告を受け、本年（2014年）6月14日には「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）、「日本再興戦略」、「規制改革実施計画」を相次いで閣議決定しました。これらの具体的内容は、「アベノミクス」などの言葉で装いを新たにしていますが、歴代自民党政権がこれまで進めてきた、とめどのない金融緩和や無駄な公共投資、大企業優遇の成長戦略のいつそうの拡大であり、加えて労働法制の規制緩和などを柱にした小泉構造「改革」の加速です。さらには社会保障の切り捨てと消費税増税のセットで、国民に20兆円の負担を強いるという最悪の経済政策です。

②骨太方針第2弾と新成長戦略では、消費税10%と大企業減税、社会保障の切り下げ方針のいつそうの具体化。さらに原発再稼働と輸出も

今年（2014年）の6月24日には、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（「骨太方針第2弾」）と「日本再興戦略改訂」（新成長戦略）を閣議決定しましたが、その中身（次ページ表1参照）は「大企業の『稼ぐ力』を取り戻す」として、「国民には増税を」、「大企業には減税を」など、まさに「骨太で国民の身細る」方針を強く打ち出しました。税制では両文書ともに、来年度から現在35%の法人税実行税率を、数年の間に「20%台まで引き下げることを目指す」と明記されています。一方で来年10月に、消費税を10%引き上げることを目指し「2014年中に判断を行う」としています。社会保障の問題では「『自然増』も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化する」（「骨太方針」）とし、小泉内閣時代の「毎年2,200億円の自然増抑制」路線復活で明言しています。年金の給付額を自動的に削減する仕組みを「着実に実施する」としたほか、支給年齢引き上げをも「検討する」としています。

「日本再興戦略（＝新成長戦略）」の雇用分野では、労働時間規制を取り払い「残業代ゼロ」となる「新たな『労働時間制度』を創設する」ことや、「裁量労働制の新たな枠組みの構築」などが明記されました。「金銭での解雇自由」の策動も依然として目論まれています。また「女性が輝く社会」などの言葉をもてあそびつつ、配偶者控除の廃止・縮小が目論まれています。

「骨太方針」、「新成長戦略」、両文書ともに「原子力発電所の再稼働」を謳い、「国も前面」に立つことを宣

言っています。さらにはインフラ輸出の一環として、原発輸出もはっきりと狙われています。「新成長戦略」ではそのほかにも、公的年金の株式運用の拡大やリニア新幹線など、高速交通ネットワークの速やかな整備が持ち込まれています。

「大企業にはアメを、国民にはムチを」の小泉構造「改革」路線をいっそう強めるものです。

③物価上昇、賃金低下、消費購買力落ち込みでGDPは大幅下落

本年4月からの消費税増税や、各種の医療、社会保障給付の引き下げは、暮らしと中小・零細企業の経営を直撃しています。アベノミクスによる円安で、原油、石油関連製品、輸入食料、その他原材料等の輸入価格が上昇し、これに消費税増税が重なり、総務省・統計局の調査によっても、全国の消費者物価指数は対前年比4月が3.4%、5月3.7%、6月3.6%、7月3.4%、8月3.3%、9月3.2%、10月2.9%、11月2.4%に上昇しました。

その結果厚生労働省が発表の「毎月勤労統計調査」によれば、実質賃金は前年同月比17ヶ月連続の減少です。

(下表13の通り)

GDPも減少です。2014年7月～9月期のGDP(国内総生産)は、物価変動の影響を除いた実質で、前期比マイナス0.5%減、年率換算でマイナス1.9%という落ち込みという結果を生みました。4月～6月は前期比マイナス1.8%、年率換算でマイナス7.1%でした。

表12 安倍内閣の骨太・成長戦略のたくらみ(主なもの)		
	国民には	大企業には
税財政制	増税 ・消費税率10%への引き上げを2017年4月から。	減税 ・法人税(法人事業税を含む)実税率を数年間で35%→20%台に引き下げ。当面約2%(1兆円)
社会保障	聖域なき見直し ・社会保障費の自然増も含めて徹底的に削減 ・「混合診療」解禁で国民皆保険を空洞化 ・年金支給年齢のさらなる引き上げ	儲け口 ・公的保険、公的年金などの削減によって市場拡大。医療、製薬、保険会社に儲け口を提供
労働	残業代ゼロ 不安定雇用 ・「残業代ゼロ」導入、裁量労働制の拡大 ・「多様な正社員」 ・「解雇の金銭解決」の導入	長時間・不払い残業の自由と解雇の自由化 ・正社員より低賃金で働かせ、解雇自由の方向へ ・金さえ払えば解雇は自由の方向づけ

全国消費者物価指数、実質消費支出、実質賃金対前年比較

表 13	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月	2014年7月
	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2015年12月
	2015年1月	2015年2月	2015年3月	2015年4月	
【▲はマイナス】 全国消費者物価指数（総合） *対前年同月比 ≪総務省・消費者物価統計≫	1.6%	3.4%	3.7%	3.6%	3.4%
	3.3%	3.2%	2.9%	2.4%	2.4%
	2.4%	2.2%	2.3%		
2人以上世帯実質消費支出の対前年同月比較 *カッコは対前月比 ≪総務省・家計調査≫	7.2% (10.8%)	▲4.6% (▲13.3%)	▲8.0% (▲3.1%)	▲3.0% (1.5%)	▲5.9% (▲0.2%)
	▲4.7% (▲0.3%)	▲5.6% (1.5%)	▲4.0% (0.9%)	▲2.5% (0.4%)	▲3.4% (▲0.2%)
	▲5.1% (▲0.3%)	▲2.9% (0.8%)	▲10.6% (速報) (2.4%)		
勤労者世帯の実収入（名目）の対前年比較 *カッコ書きは実質 ≪総務省・家計調査≫	▲1.4% (▲3.3%)	▲3.3% (▲7.1%)	▲0.4% (▲4.6%)	▲2.5% (▲6.6%)	▲2.4% (▲6.2%)
	▲1.6% (▲5.4%)	▲2.3% (▲6.0%)	1.2% (▲2.1%)	▲1.1% (▲3.9%)	2.1% (▲0.8%)
	0.4% (▲2.3%)	1.9% (▲0.7%)	2.5% (▲0.3%)		
勤労者実質賃金指数 その1 （対前年比） 現金給与総額（事業所規模従業員5人以上） ≪厚労省・毎月勤労統計調査≫	▲1.6%	▲3.6%	▲4.0%	▲3.6%	▲2.1%
	▲3.4%	▲3.4%	▲3.4%	▲3.1%	▲2.0%
	▲2.3	▲2.3%	▲2.7% 22ヶ月連続対前年比マイナス	0.1%（速報値）	
勤労者実質賃金指数 その2 （対前年比） 決まって支給する給与総額（事業所規模従業員5人以上） ≪厚労省・毎月勤労統計調査≫ <u>決まって支給する給与とは基本給と残業代</u>	▲2.2%	▲4.1%	▲4.3%	▲4.2%	▲3.8%
	▲4.0%	▲3.5%	▲3.3%	▲3.2%	▲3.0%
	▲2.5%	▲2.5%	▲2.7%	▲0.3%（速報値） 24ヶ月連続対前年比マイナス	

***消費者物価（総合）は2015年3月で22ヶ月連続の対前年比上昇です。**

一の矢「異次元の金融緩和」も「お金」は市中には回らず

上記の表の通り、政府主導で日銀がどんどんお金を供給しても、それは金融機関が保有する日銀の当座預金口座に滞留するだけで、市中に回っていないことがよく分かります。

日銀統計の「貸出・預金動向」をみても、銀行の貸出しはさほど増えていません。とりわけ中小企業への貸し出し残額をみると、金融業（貸金業や金融商品取引業など）・保険業、個人向け住宅・消費（月賦返済など）等では増えているものの、製造業については大幅に減らしています。アベノミクスの「一の矢」である「金融緩和」は、銀行に莫大なお金は集中しても、投機筋を刺激することはあっても、結局企業、とりわけ中小企業にはほとんど回わず、経済の再建には役に立っていないことが日銀統計でも明らかです。（表 14）

表 14 日銀統計—マネタリーベース **金融緩和政策はすでに破綻**

2013年4月4日の「異次元の金融緩和政策」の内容

安倍首相の意向を受けて、日本銀行は「量的・質的金融緩和政策」を2013年4月4日に決めました。黒田東彦日銀総裁の言葉を借りれば「これまでとは全く次元の違う金融緩和」です。政策内容はまさに「次元」が違います。根本は金融政策の操作目標を金利から資金供給量（＝*マネタリーベース）に変えたことです。もっともすでにゼロ金利政策を続けており、金融緩和に向けた政策は資金供給しか選択肢はないのですが・・・。

そのマネタリーベースの増額は年間60兆円～70兆円、我が国GDPが481兆円（2013年度）ですから、その13%から15%に匹敵します。

そのために毎月市中の金融機関が所有する長期国債を年間50兆円も買い入れるとしています。さらにはリスクの高い株価指数連動型上場投資信託（ETF）や不動産投資信託（Jリート）も買い増しするとのこと。長期国債も含めて年間70兆円の資金を銀行に供給するという途方もないものです。これをまず2年間続けるというのですから、まさに「異次元」の金融緩和です。

なお日銀の長期国債保有残高は、12年末で89兆円、13年末で140兆円、14年末で190兆円に急膨張します。

*** マネタリーベースとは** マネタリーベースとは、「日本銀行が供給する通貨量」のことです。具体的には、市中に出回っているお金である**流通現金**（「日本銀行券発行高」+「貨幣（硬貨）流通高」と**「日銀当座預金」**（金融機関が日銀に預けている無利息の当座預金）の合計値です。

日銀が資金を供給しても、お金が世の中に回らず、日銀当座預金にたまるだけ

数値はマネタリーベース総額、カッコは日銀当座預金残高＝日銀統計より

2013年4月末日（金融緩和策発表の月）

155兆2,803億円
(66兆1,822億円)

直近2015年4月末日

305兆8,771億円
(210兆2,158億円)

「異次元の金融緩和」政策が発表された2013年4月末日から直近の2015年4月末日までの間、マネタリーベース（月末）では、150兆5,968億円増えていますが、そのほとんど、144兆366億円が金融機関が保有する日銀当座預金に溜まっていることが、上記の数値から明らかです。

二の矢「機動的な財政支出」は大型公共事業で借金地獄の道

「機動的な財政支出」とは結局大型公共事業の再開です。2015年1月14日に閣議決定した2015年度の予算案では、14年度予算と同水準の5兆9,801億円です。

安倍内閣のいう国土強靱（きょうじん）化計画の推進です。中身は東京・名古屋・大阪の三大都市を環状道路、航空と港を結ぶ道路等の整備に、14年度比1%増の2,379億円の計上、国際コンテナ戦略港湾機能強化に71億円積み増しの687億円、整備新幹線に4.9%増の755億円等です。八ツ場ダムの本體工事費として119億2,500万円（14年度比20億円積み増し）盛り込まれました。

鉄道トンネルの平均寿命が62年、橋梁が56年といわれていますが、多くがその法定耐用年数を過ぎ、あるいは迎えているといいます。南海トラフ巨大地震も心配されます。従来の自民党型公共事業は、必要性の順序からも財政上からもすでに破綻しています。

2015年度の予算案は過去最高の96兆3,420億円です。「戦争する国」に向けて軍事費は過去最高の4兆9,801億円です。なお新規国債発行額は36兆8,630億円です。

ちなみに**国の借金**（国債、借入金、政府短期証券の合計）は、財務省の直近の発表（2014年12月末現在）で**1029兆9,205億円**（うち国債は874兆2354億円）と、一千兆を超えています。

三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」は国民に痛みを押しつける構造「改革」

第3の矢「民間投資を喚起する成長戦略」は、国民生活を破壊するものに他なりません。安倍政権は「成長戦略」の具体化の一環として、2013年10月25日に召集された185臨時国会で「産業競争力強化法」や「国家戦略特区法」が強引に成立させました。安倍首相は同年6月には「成長戦略」第二弾を発表しましたが、いずれも雇用、医療、介護、農業分野などの各種の規制緩和でした。国民の健康と命、食の安全を守る制度などを「(大企業の儲けを邪魔する)岩盤規制」と決めつけ、これらを取り払うことは、国民を置き去りにした大企業優遇政治の極みと言わざるを得ません。

さらに重大なのは、「成長戦略」に名を借りて、労働規制緩和が大規模に進められようとしていることです。派遣労働の無制限拡大、「残業代ゼロ」制度の導入、さらに解雇自由化に向けた法整備が具体化されようとしていることです。

これらは雇用の破壊と賃金の引き下げをもたらすものであり、安倍首相に賃上げを語る資格があるのか否かが問われています。

一方大企業に対しては、企業の投資を後押しし、インフラなどの輸出を拡大し、企業の海外進出を活発にすることです。安倍首相や経済閣僚が外国を訪問するさい大企業の幹部を同行させ、原発などの輸出を後押ししている「トップセールス」はさしずめその実践でしょう。

【雇用助成金予算は限りなくゼロに、リストラ支援金は数十倍に】

安倍首相は「雇用維持型」から「労働移動支援型」への政策転換を推し進めています。

9 賃金を引き上げてこそ日本経済再生の道が開ける

賃金引き上げを皮切りに経済の好循環を

表 15 で示したように、1997 年から年間で雇用者報酬総額が 278 兆円から 248 兆円へと 30 兆円も落ち込め

ば、労働者＝国民の消費購買力が減少し、売り上げも落ち込み、当然生産も縮小します。それが一方で「値

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
雇用調整助成金予算額	6,602 億円	7,257 億円	1兆1,138 億円	2,033 億円	1,175 億円	545 億円
労働移動支援助成金予算額	5.3 億円	7.7 億円	5.4 億円	2.4 億円	1.9 億円	301 億円
<p>2015 年度は 雇用調整助成金予算額 193 億円</p> <p>労働移動支援助成金予算額 349 億円</p> <p>※雇用調整助成金とは 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。</p> <p>※労働移動支援助成金とは 事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し、民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に、助成金が支給されます。これを大企業にも利用出来るようにするのが安倍政権です。</p>						

下げ競争」を激化させ、デフレ状態を生み、日本の経済を冷え込ませるのは火を見るより明らです。

内閣府の経済社会総合研究所・国民経済計算部が発表した実質国内総生産速報(2014年9月8日発表、2014年4月～6月期)でも前期比マイナス1.8%(年率換算でマイナス7.1%)を示しました。2014年7月～9月期のGDP(国内総生産)は、物価変動の影響を除いた実質で、前期比マイナス0.5%減、年率換算でマイナス1.9%という落ち込みという結果です。2015年1月12日の閣議でも2014年度のGDPは前年度比0.5%減の見通しを明らかにしました。

だぶつくお金が株にまわり、乱高下を繰り返しつつの株価の一定の上昇を安倍政権は誇大に強調しています。アベノミクスは今や「株価」が頼りの綱となっています。

日本株はヘッジファンドの標的になっており、株価は思惑だけが先行し、実態経済と関係なく動いており、実体経済をどう立て直すかを政治は真剣に取り組まなければなりません。

日本経済の再生はまず賃金の引き上げです。大企業(資本金10億円以上)は内部留保を285兆円も抱えています。日本企業全体では509兆円を越えます。

「大企業は内部留保を労働者と下請け企業に還元せよ！」の大きな世論を作り、大企業に社会的責任を持ってもらうことが労働運動の大きな課題です。

大義は労働者の側にあり

表 15 の通り、日本の実態はまったく異常です。1997 年から今日まで一貫して賃金が下がり続け、それと並

行してGDPそのものも落ち込んでいるのは日本だけです。

「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が浸透（トリクルダウン）する」とする経済理論があります。政財界のトップはこの「トリクルダウン」理論を振りかざします。

表 15		1997年度	2013年度	97年から13年度増減数と増減系数（1997年を100として=小数未満は四捨五入）▼は減、△は増	
1	GDP（名目）	521兆円	481兆円	▼40兆円	100⇒92
2	大企業の経常利益	15兆1千億円	34兆円	△18.9兆円	100⇒225
3	大企業の内部留保	142兆円	285兆円	△143兆円	100⇒199
4	雇用者報酬総額（名目）	278兆円	248兆円	▼30兆円	100⇒89
5	民間給与①厚労省「毎月賃金統計」（従業員5人以上の月額平均）（暦年）	372千円 （年間4460千円）	314千円 （年間3769千円）	▼58千円 （▼691千円）	100⇒85 100⇒85
6	民間給与②国税庁「民間給与実態統計調査」（暦年）	467万円 （年間）	414万円 （年間）	▼53万円	100⇒89
7	非正規労働者数（暦年）	1,152万人	1,906万人	△754万人	100⇒165
8	法人税収入	13.5兆円	8.7兆円 《予算ベース》	▼4.8兆円	100⇒64

1、雇用者報酬総額及びGDPは内閣府「国民経済計算」 2、経常利益及び内部留保は財務省「法人企業統計調査」
3、非正規労働者数は総務省「労働力調査」
4、派遣労働者数は厚労省「労働者派遣事業報告書の集計結果」
5、国の借金は国債+借入金+政府短期証券の残高は、財務省統計資料「国債及び借入金並びに政府保証債現在高」

し
か
し
こ
の

理論が謝りであることは、日本の経済の実態や政府の統計調査結果そのものが証明しています。

賃金を引き上げることは日本経済の再生そのものにとって大事です。大義が私たちの側にあります。

表 16 雇用者報酬とGDPの関係

以下はOECDのデータによるものです。先進4ヶ国例外なしに、賃金が上昇しGDPも増加しています。しかし日本だけが賃金が減少し、GDPも下降しています。日本はまさに異常な事態にあります。

各国の雇用者報酬の推移（1997年を100として2011年の数値） ^①				
イギリス	アメリカ	フランス	ドイツ	日本
189.8	177.8	163.1	129.2	87.8
各国の名目GDPの推移（1997年を100として2011年の数値） ^②				
イギリス	アメリカ	フランス	ドイツ	日本
181.5	181.1	157.9	135.9	90



10 2014 人事院勧告の内容

――「給与見直し」では平均 2%引き下げ 《以下は人事院発表文書》

*****給与勧告の骨子*****

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに 7 年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差 (0.27%) を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ。
- ② ボーナスを引上げ (0.15 月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分。

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均 2 % 引下げ。
- ② 地域手当の見直し (級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し) 。
- ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分 (広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)

*平成27年 4 月から 3 年間で実施。俸給引下げには 3 年間の経過措置。段階的实施に必要な原資確保のため、平成27年 1 月の昇給を 1 号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務。
- 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤。
- 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的。

II民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

●約12,400民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査（完了率88.1%）

* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加。

<月例給>

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較。

○民間給与との較差1,090円0.27%〔行政職(一)…現行給与408,472円平均年齢43.5歳〕

〔俸給988円はね返し分(注)102円〕(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較。

○民間の支給割合4.12月（公務の支給月数3.95月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率平均0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定

初任給民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ。

② その他の俸給表行政職(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）。

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ。

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ(メッシュ平年値2010)に基づき、支給地域を見直し。

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ3.95月分→4.10月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分。

【一般の職員の場合の支給月数】

	6月期	12月期
●26年度期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.675月(支給済み)	0.825月(現行0.675月)
●27年度以降期末手当	1.225月	1.375月
勤勉手当	0.75月	0.75月

[実施時期等]

・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年4月1日

寒冷地手当は平成27年4月1日(所要の経過措置)

・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告。

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

[俸給表等の見直し]

- ① 行政職俸給表(一) 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18ポイント(平成24年~26年の平均値))を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設。
- ② 指定職俸給表行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定。
- ③ ①及び②以外の俸給表行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設。
- ④ その他委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員(行政職(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

[地域手当の見直し]

- ① 級地区分・支給割合級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し、1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%。
 - * 賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本(現行は95.0以上)
 - * 1級地(東京都特別区)の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内(全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界)
- ② 支給地域「賃金構造基本統計調査」(平成15年~24年)のデータに基づき見直し(級地区分の変更は上下と

も1段階まで)

- ③ 特例1級地以外の最高支給割合が16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限(現行15%)、医師に対する支給割合(同)をそれぞれ16%に改定。

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) 広域異動手当円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%(現行6%)、60km以上300km未満は5%(現行3%)に引き上げ。
- (2) 単身赴任手当公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額(現行23,000円)を7,000円引き上げ。加算額(現行年間9回の帰宅回数相当)を年間12回相当の額に引き上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設。
- (3) 本府省業務調整手当本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額(現行4%)、係員級は4%相当額(現行2%)に引き上げ。
- (4) 管理職員特別勤務手当管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時までの間)に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給。
- (5) その他人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視。

3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え。
- 地域手当の支給割合は段階的に引き上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施。
- 激変緩和のための経過措置(3年間の現給保障)。
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的。
- ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要。
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組。

○ 再任用職員の給与。

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給。

[実施時期：平成27年4月1日]

- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討。

東京都人事委員会勧告の主な内容

○ 給料月額を15年ぶり、特別給は7年ぶりに引上げ

- ・ 公民較差（521円、0.13%）解消のため、給料月額を引上げ
- ・ 特別給（賞与）は0.25月（3.95月→4.20月）引上げ、勤勉手当に配分

○ 国の総合的見直しに対しては、平成27年4月1日から単年度で対応

- ・ 地域手当の引上げ（18%→20%）と給料月額（平均1.7%）の引下げをあわせて実施